

会 議 記 録

会議名称	平成 21 年度第 5 回 杉並民間事業化審査モニタリング委員会
日 時	平成 22 年 3 月 25 日 (木) 午後 4 時 04 分～午後 5 時 24 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 牛山、奥、鎌形、黒川、南 区側 行政管理担当部長、行政改革担当副参事、企画調整担当係長
配布資料	資料 1 杉並民間事業化審査モニタリング委員会 (第 4 回) の概要 資料 2 平成 21 年度自由型提案採択事業について 資料 3 平成 22 年度杉並行政サービス民間事業化提案制度の見直しについて (案) 別紙 これまでの提案状況 資料 4 平成 22 年度杉並行政サービス民間事業化提案制度スケジュール (案)
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成 21 年度杉並行政サービス民間事業化提案の進捗状況について (2)平成 22 年度に向けた杉並行政サービス民間事業化提案制度の見直しについて (案) 3 閉会

○委員長 それでは、きょうの第5回のモニタリング委員会を始めたいと思います。

事務局から資料の確認をお願いします。

○行政改革担当副参事 きょうの資料は、次第に書いてございますように、4種類でございます。

まず、資料1が、前回、第4回目の会議の概要をまとめたものでございます。

それから、資料2といたしまして、本日の議題の1番目に関連して、平成21年度、今年度の自由型提案の採択事業の状況についてまとめた資料でございます。なお、テーマ型の方は、まだ協議途上でございますので、口頭でご報告をさせていただきたいと考えております。

それから、資料3が、これは本日の議題の2番目の資料としてですが、22年度に向けた、この提案制度の見直しについての案でございます。

それから、その別紙として、これまでの提案の状況をまとめたものがついてございます。

最後に、これも議事の2番目の関連資料として、資料4、22年度行政サービス民間事業化提案制度のスケジュールの案という、この4種類でございます。

資料の説明は以上でございます。

○委員長 ありますでしょうか。

それでは、第1番目の議事で、きょうは、とはいえ、一つですよね、二つに見えていますけども。状況を判断して、その制度について今度はどうするかという、そのことの1点に尽きると思いますけど。

では、最初の議事の平成21年度杉並行政サービス民間事業化提案の進捗状況について、ご説明をお願いします。

○行政改革担当副参事 それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、資料2にございます自由型提案の採択事業の状況でございますが、これにつきましては、記載のとおり、区としての方針を定めまして、事業化を進めることといたしております。

目的といたしましては、質の高い日本庭園の管理と各種の自主事業を展開することによって、一層の区民サービスの提供を図っていこうということでございます。

肝心の方針のところでございますけれども、質の高い園庭の管理、施設の効率的な利用、維持管理経費の縮減を図るために、本委員会のご提言も踏まえて、平成23年度4月を目途に指定管理者制度を導入していこうということでございます。ただ、指定管理者制度を導

入するまでに1年ございますので、円滑な移行準備を図るために、22年4月から、必要な委託契約を提案採択事業者である箱根植木株式会社と行っていこうということでございます。

これは、具体的に申し上げますと、現在、提案事業者である箱根植木株式会社は、年3回程度、高い樹木の剪定をしているわけでございますけれども、園庭の管理といたしましては、ほかに園地とかトイレの定期清掃ですとか、あるいは中低木の刈り込みですとか、あるいはライトアップとか夏の夕べとかのイベント事業や除草とか、さまざまな管理業務がございます。このうち、可能なものについては、委託先を箱根植木に一本化するとともに、イベントなどについても、区の職員とうまく連携をしながら、1年間、事業を実施していただくということでございます。これによってノウハウを蓄積して、スムーズに指定管理者に移行していただきたいという意図でございます。

ただ、指定管理者の選定にあたっては、やはりその能力があるかどうかというのを選定委員会を設置して、評価をしていくということでございます。ただし、ここにおいても、民間事業化提案制度で採択された事業者は、1年目は随意契約で仕事をお願いするというルールにのっとり採択してございますので、参加事業者は箱根植木に限った形で審査を行うということでございます。

こうした方針に基づきまして、3の今後のスケジュールに従って手続を踏み、23年3月には協定を締結して、23年4月から指定管理者制度の導入を目指すということでございます。

これが自由型提案の状況でございます。

もう一方のテーマ型提案の電子地域通貨でございますけれども、こちらにつきましては、まだ協議途上でございまして、口頭で概略をご説明させていただきます。

前回の当委員会でもご報告させていただきましたとおり、非常に発展性のある提案だということで評価を受けて、フェリカマーケティングの提案が候補として採択されたわけでございますけれども、一方で、非常に総コストがかかると。また、そのコストのかんりの部分を杉並区が負担する形になっているということで、総事業費の圧縮と受益者負担の観点から、適正な費用負担の分担ということと、あと、あわせて、より効果を高めるようなことを協議していくべきだというご提言をいただきましたので、それにのっとり、1月から協議を開始しているところでございます。

これまでに5回程度協議をしていますが、まず、問題になっていた総経費の圧縮ということについては、目的に照らして、対象の事業をかなり絞り込むことによって、かなり圧縮がされています。そしてまた、経費の負担についても、当初、杉並区がほとんどを負う

という形で、一部、商店が負うという形になってございましたけども、こちらの方も、商店の負担もそうですが、協賛企業を募ってそこから助成金をもらうとか、あるいは、民間の電子マネーをカードにあらかじめ乗せておくという提案でございましたが、民間の電子マネー事業者からも、受益者負担という観点から、幾ばくかのお金をいただくと。あるいはまた、専用のポータルサイトなどをつくって、そこに広告収入を募っていこうというようなことをすることによって、当初の提案であった経費に比べて、3年間の経費で見ますと、大体55%ぐらいの経費に区の負担が抑えられております。

ただ、問題は、やはり、先ほどご説明したように、企業からの協賛金がそこには見込まれていきますし、あと、加盟商店からの手数料とか端末施設のリース料とかの収入が見込まれていきますので、どの程度、協賛企業があつて、どの程度、協賛金が得られて、また、どの程度の加盟店が得られるかというようなことがキーになってくるわけで、それが当初の予定よりも低くなってくると、当然、収入も低くなってくるといような不確定要素がございますので、その辺を、もう少し、商店の店主の方にもご意見を聞くなりして、こういう枠組みでご参加いただけますかと。ぜひ、参加したいというところがたくさんあれば、ある程度、これはいけそうだという判断にもなります。その辺の感触を、もう少し、やはり地域に入り込んだ形で、商店の方々ともお話し合いをする中で見きわめていきたいということで、引き続き協議をしていきたいというふうに考えています。

また、やはり商店の方が乗ってくるのは、負担する費用に対してどれだけのお客さんが見込めるのかということが非常に大きなポイントになってきますので、効果の方も直接的なお客さんが見込める効果とか、商店街全体の経済波及効果なども、なるべく定量的に示していく必要があるということで、この辺についても、あわせて提案事業者と引き続き調整をしていきたいというように、もうしばらく時間がかかるとは思いますけれど、また、次回の委員会場で、その後の状況については、ご報告、今度は多分ペーパーでご報告できると思いますけれども、きょうはそんな状況ですので、口頭で、雑駁な説明で失礼させていただきますけれども。

それで、一応そういう状況で、継続的に4月以降も協議はさせていただくということになりましたので、第2順位で、一応、基準をクリアしていたNTTデータ信越の方については、状況をお伝えしてお断りをするということで考えてございます。

非常に雑駁でございましたけども、以上で採択事業の経過の報告にかえさせていただきますと思います。

○委員長 議事の1については、ご説明は今の2点ということによろしいですか。

○行政改革担当副参事 はい。

○委員長 では、今ご説明のあった自由型提案の採択事業の状況というのについて、何かご意見はございますか。

○委員 よろしいですか。最初の自由型の箱根植木を、指定管理者の選定では、ここの1者だけを対象にするというか、加点とかそういうのじゃなかったでしたっけ。

○行政改革担当副参事 加点ではなくて、やはり、もともとこの民間事業化提案制度の制度の枠組みを今年度見直しをして、自由型の提案を数多くいただこうというか、そのためにはやはり事業者のインセンティブが必要だということで、採択区分を5区分から2区分にするとともに、初年度については、そのために公認会計士も入れて、財務状況の評価などもしたわけでございまして、そういうのに問題がなければ、初年度については事業を基本的に随契でお任せしていこうという考え方がございましたので、加点評価で、ほかの参加事業者も募った形で指定管理者を決めるということではなくて、あくまでもこの箱根植木にその能力があるかということ、1者限定で評価をして、一定の基準をクリアしているというふうに評価されれば、ここにお願いするという形をとったものでございます。

○委員 それは十分納得して、こちらの(3)の「指定管理者の選定にあたっては」というところで、指定管理者は公募しないで、箱根植木を対象にということですよ。そうすると、2年目になりますよね。事業委託の(2)のところはインセンティブで、1年は随契でいいと。たしか、1年随契というのは何か記憶にあるんですが、指定管理にしたときはどうしていたかなと思って。1者を対象にしちゃうかなと。

○行政改革担当副参事 そうですね。22年4月においては、23年4月を見通して、園庭の清掃などについては、今まで委託していたシルバー人材センターに委託するんじゃなくて、箱根植木にまとめて委託をしてしまうと。それから、職員を箱根植木の方から1人配置してもらって、その方に低木の刈り込みなどの指導をしていただいたり、一緒にそのイベントのノウハウを引き継いでいただくために、ライトアップとか正月開館などのイベントも一緒にやっていただこうという考えでございまして、それで、ある程度ノウハウを積んで、実際できるのかできないのかという判断を選定委員会でしてもらって、23年4月の指定管理を決めるということなので、そういう意味では、助走期間も含めて、2カ年は、ある程度23年4月の指定管理者を想定して、見越してやっていただくと。ですから、その後の、1回指定管理、もしそれで問題がないということで選ばれば、その後の更新のときには、

当然、これは複数でやっていくということになるかと思えます。

○委員 そうすると、23年4月からの指定管理者の場合は、指定期間は1年なんですか。じゃなくて、別に3年か5年とかなんかになるんですか。

○行政改革担当副参事 そうですね。やはり、そもそも、提案の内容が中長期的なことですから、それはやはり3年とかになろうとは思いますが。

○行政管理担当部長 明確に3年というふうに決めたわけじゃないです。杉並の場合、一般的に3年を一つのメルクマールにしていますから、今の段階でいけば、少なくとも3年は。だから、助走期間の22年度を入れて4年という形にはなろうかと思えますけど。

○委員 全然、私は、そうやって理由がつけばいいんですけど、何か要項上で、たしか1年に限って随契というか、そんなようなことがあったので、この場合、指定管理の1期、つまり3年か5年かは——1期は随契というか、1者選定でもいいとか、何かその辺、要項上あったかなというのがちょっと疑問で。要するに、助走期間のときの委託の随契は全然問題ないと。ただ、助走期間として位置づける、その次の指定管理のときには、何となく、要項上どういうふうになるか、ちょっと記憶にないんですが、細かい文言は。たしか、1年間はというか、最初はというか、どういう表現だったかなと思って。そこの矛盾がなければ全然問題ないんですが。インセンティブもあるしと。そこだけ、ちょっと疑問だったので。

○行政管理担当部長 よろしいですか。規定上はたしか1年ということですから、その後についてはないんですけど。これはある意味では、22年4月については、当然、採択事業ということで、随契ということで、これは全然、もう、募集要項に従ってやって問題ないんですけど、その後の指定管理者への移行については、先ほど言ったような区の考え方の中で、内容的にも、また経費的にもその辺きちんと評価して、随契の状況を見ながらやっていこうという、ある意味、区的意思というとらえ方でいいのかなと思えますけどもね。

○委員 すみません。そうすると、ちょっとしつこいようなんですけど、この提案制度としては1年のそれで、指定管理の一つの選定の方式としては、この提案制度の意向を受けた形で、指定管理は必ず公募にしなきゃいけないということは全然ないですから、非常に、評価で、ある一定の評価があった場合には、1者の選定委員会できちんとしたチェックをするということで、一応この制度としては、そこの指定管理のところは、切り離せば説明がつくかなと思えます。私自身は、逆に言うと、提案をして一生懸命頑張っているところはそうやってきちんととれた方がいいし、一定水準なのが、それは指定管理でも複数年

契約でちゃんと続けた方がいいと。しかも公募でなくても、私はいいと思っているので。それはいいんですが、あの要項上でいくと、そこら辺の整理を、今、部長さんがおっしゃったように、これは指定管理上のことですよと。ただ、趣旨は引き継いでいますと。この要項上は1年の移行期間の業務委託の随契ですというのを、やっぱりきちっとしておいた方が、後々、禍根を残さないでいいかなと。この箱根植木に決めること自体は、私は全然異論はないんですけど。ということです。

○行政管理担当部長 よろしいですか。ご意見はごもっともだと思いますので。先ほど言ったような解釈でよろしいんじゃないかと思えますけども。それを含めて、もう一度。率直に言えば、指定管理者制度という、そういう提案じゃなかったの。ただ、事の性質として指定管理者の方が望ましいと思う。ただ、それをやっていくのは、いきなり22年4月は、ちょっと、いかんせん、時間的にもきついで。

○委員 それは十分。

○行政管理担当部長 考え方としては、23年4月も1年というふうに見てもいいんじゃないかという、そういう考え方もあるんですけど。募集要項を厳格に理解すれば、初年度は22年4月ですから、それから指定管理者として再度やってもらうというのは、別の形の区的意思決定という形で説明した方が説明しやすいかもしれないですよ。

○委員 大変しつこいようで申しわけないんですけど、蛇足ですけども、あくまで随意契約ですので、業務委託の場合には、いわゆる杉並区というか役所の判断でできるんですけども、指定管理の場合には、一応、議会の議決事項になるんですね。だから、そこら辺をかなりきちっと区分をしておかないと、今、議会は理事者側が言ってきたから自分たちは認めているんだと、チェックという意味で言っている部分が多いんですが、今後、指定管理というのはかなり議会の位置づけというか、議会の意思決定としてどうするのかというのを少し議論にした方が、私はある意味いいんじゃないかと。これは個人的な意見ですけど、制度上の。そんなところなので、理事者側の判断と議会の判断というのを、一応、区分をきちっとしておいた方が、今後いろいろ混乱しなくて済むかなと。

すみません、蛇足なんです。

○委員長 とりあえず、ここの委員会で、昨年度の改正で考えたのは、おもしろい提案をしてくれた方は、これからたくさんそういう提案が出てくるようにするために、何らかの形でインセンティブを差し上げましょうと。通常のコントラクトアウトの場合は、1年はそういうインセンティブを与えましょうというのが意識だったと思うんですよ。それ

からするとか、だから、何らかの形でインセンティブを差し上げましょうと、しかも、それが制度としては指定管理が望ましいんだという、別のところからのルールが入ってきたとしたら、指定管理の制度とそのインセンティブということをあわせてという意味を明確にさせていただいて、それは議会にも諮ってもらわなければいけないし、行政サイドの方の提案としては、そういう両方からの要請をきちんと受けましたということで、委員の、僕も中途半端なままで、何か期間に関して、ちょっと見た目には、インセンティブ、文章の中に書かれているものとは違うので。ただ、何らかの形でインセンティブを与えなければいけないという。しかも、それが指定管理が一番望ましいというのがこれまでの方針だったとしたら、そういうことになりましたという説明をしていいんじゃないかと思えますけどね。

○行政管理担当部長 わかりました。

○委員長 何か、今の問題については。

○委員 同じ、これでいいと思うんですけども。22年度の委託の部分について、これは本来の幅広い提案とは違って、ごく一部の業務の委託であるということですよね。そこを明確に、はっきりと、提案部分の1年目をやらせるんじゃないよということをはっきりさせた方がいいかなと。本格的なのは指定管理者制度でやりますと。そのインセンティブとして、その業者だけで選定しますよということでもいいと思います。かつ、それが広範の業務で幅広い業務なので、たった1年やったんじゃ効果が出ないものなので、2年なり3年なりということを決めたので、その期間は優先的にやらせるという説明でいいんじゃないかなと思います。

○委員長 はい。

ほかにありますか。

○委員 じゃあ、もう一つ。ほかの決まっている方のカード事業の方の話なんですけれども、先ほどの話で、今、交渉中で、期間が来たので、第2優先のところとはもうやめますというか、お断りをするということだということなんですけれども。ということは、第1優先のところはかなりコストが高いということで問題があったんですけども、ある程度いけそうだという感触を得ているということでもよろしいですよ。

○行政改革担当副参事 確かに、先ほどもご説明したように、当初3年間のイニシャルコストとランニングコスト、これは当初提案を100とすれば、55ぐらいの区の負担に落とし込んで来ています。さらにつけ加えれば、10年スパンで見たときには、現行の事業経費、

子育て応援券や長寿応援ポイントの事業経費・委託経費が約9億円だというふうに見積もっているんですけども、それに対して7.8億円ぐらいになりますと。つまり、10年スパンで見れば1.2億円ぐらい安くなりますよと。当初はイニシャルコストがかかってくるので高くなりますけれども、10年スパンで見てくれれば安くなりますというような絵は一応描いてきております。ですので、当初の提案に比べれば、大分現実的なところに落とし込んできたなという感覚はございます。

ただ、問題は、先ほども申しあげましたけれども、さまざま、やっぱり不確定要素がそこにあるんですね。協賛企業がこれだけ集まって協賛企業がこれだけ得られたら、また、ポータルサイトを立ち上げてそこにさまざまな企業からの広告収入が得られたら、加盟店がこれだけこの事業に参加してくれて手数料やリース料を負担してくれたらというような、さまざまな不確定要素があることも事実でございまして、やっぱりその辺の不確定要素を極力排除していくとか、少なくしていく。やはりこれだけの加盟店が得られるだろうというような感触を得たいですし、協賛企業もこれだけ集まってくれるというような確約を得たいですし、その辺を見きわめることが必要かなというふうに思っていますけれども、もし、この間の協議の中で出てきた経費の中で落とし込めれば、かなり実現可能性はあるのかなというふうに思っています。要するに、その辺の妥当性と、もしそうならなかったときのリスクをだれがどうやってとるのかというようなあたりの整理を、契約の仕方とも絡めてできれば、ある程度見きわめができるのかなというふうには考えています。

○委員長 これも高いということ意識しても、なおかつ、審査委員会はこちらがいいと判断したんですよ。今までの中に、計算で入れてもらっていないのに、こういうカードのシステムが入ってくると、さまざまな、これから広がる可能性がありますということに関して、当面は三つのサービスの話だけですけども、公共サービスをいろいろ受けることに関してそうだし、それから、ある意味で、自己認証のためのカードとも連携するとか、可能になりますし、汎用の、今、一番使いやすいと言われているカードだったので、多分、選んだ審査員の方の気持ちとしては、さまざまなことで使えるようになっていく。これが、将来、定番になるだろうと思っているので、そう考えていたんですよ。その期待の部分というのは、どこにも便益として入っていないですよ。でも、みんな高いけども、それでもやった方がいいと思っていたということの上に、何というか、さまざまな。大概この行政の場合でこういうものを入れようとする、不確定要素が入ることに関しては、計算できないとか、指定管理者制度の場合もそうだったと思うし、それから、P F

I の場合もそうだったと思うんですけど、超長期にどっちが便利かという計算をしてあげれば、まだいいんですけども、今回みたいな場合に、どっちの事業者のどのサービスシステムを導入しようかというときに、期間を何も想定していなかったのだから、当面、オーバーヘッドコストとか、月当たり幾らぐらいのコストがかかっているかということだけで判断しなければいけなかったのだから、そのところの計算の仕方が難しかった。多分、PFI みたいな形で、最初にやりながら、単年度の行政の負担は幾らぐらいになるかということを前提にして計算して行って、なおかつ、将来、今までの日本の PFI の場合だったら、将来上がってくる税収入とか、拡大のものについて何の想定もないので、そのよさというのは全部削られてしまうということになっていて、僕は、いっぱいこの PFI の制度に関しては審査員をやって、嫌な思いをたくさんしているんです。明らかにこっちの方がいいのに、導入できない。しかも、僕が一番カチンときたのは、衆議院の赤坂議員宿舎というのが PFI の審査委員会だったんですけど、内部で、委員の中で反乱を起こさなきゃいけないような気分になってしまいました。それはなぜかという、これは国の事業だって、地方自治体に入る税収入なんか私たちは知りませんという計算になっているんですよ。でも、これは地方であろうが国であろうが、社会的便益ってどう出ているかというのは一緒じゃないかと幾ら説明しても、このマニュアルの中にはそんなもの入っていませんという。初めから、どこかを入れることを前提にしているんじゃないかという議論に、つまり、何も新しいことを考えないのが魅力的になるような。今回でも九つ出てきた中で、そのことだけを考えて、一番安くて、今の PFI のルールでいくと、入ってしまいそうな会社というのが、僕の直観で、今回の場合はうまいぐあいに外れていた。

そのことに関して、今回、すごく、やっぱり、スタートしたときに、超長期にずっと続いていくゴーイングコンサーンのサービスなんだから、そういう場合の評価の仕方に関して、もう少し適切にルールをつくっておけばよかったと、私自身は思っていますけどね。ただ、審査員はみんな、全体として、このシステムがいいだろうなど。ただ、気になったのは、会社の大きさとして、ああいうカードを発案した会社だったということはわかっていましたけど、実際に事業をやっている会社とは少し違っていたので、そこに関する不安感というのがあったんですよ。だから、長かったんですけど、質問としては、対応されているときに、事業者としてある程度信頼を置いて、交渉に値する事業者だったかどうかということに関する認識を、担当の方はどういうふうに持たれたかというのを聞ければうれしいんですけどね。

○行政改革担当副参事 主たる窓口は産業経済課の方でやっていますが、私も協議のメンバーの一員として参加させていただいて、回を重ねておりますけれども、毎回、社長が必ず基本的には参加をして、真摯にこちらの要望にもこたえていただいて、先ほどの費用の話もそうですけれども、かなり真剣にこの事業を考えてやられているというような姿勢は十分伝わってきていますし、また、その成果がきちんと毎回の資料のブラッシュアップという形であらわれているというふうには思います。

また、国の補助金などを活用できないかということで、社長自身が経済産業省の委員会のメンバーにもなっていて、国なんかにも働きかけているようですので、そういうこととか、あるいは、協賛企業に対しても、かなり、J R 東日本とかセブン&アイ・ホールディングスとか、そういうところとも、もし杉並で、この枠組みで事業を始めたら、必ず協賛企業として名を連ねますというようなことも確約をもらっているようですので、そういうことも含めて、かなりやる気も、実際のアウトプットで出されているものについても、それなりに交渉に値するというふうには思っています。

○委員長 安心しました。

これも初めての経験で、しかも結構短い間に、思ったよりはたくさんの応募者があって、この審査もかかわられた方は皆さん大変だったと思うんですけど。すごい量の資料だったから、降参でしたけどね。

それから、どこの部分を読めばいいか、事務局は物すごく上手にデータをつくってくださったんですけど、それでもなかなか読めないよね。将来のこととか、P F I だったら15年とか、指定管理だったら、杉並区の場合はルールとして3年とかという、期間の間隔があるというケースでいいんですけど。今回のテーマ型に関して、期間とか、どうやってセットしたらいいのかと。7年ぐらいたったらこっちの方が得ですよという説明を受けても、本当に、はいそうですかと帰ってきていいかどうか、現在のルールで。ちょっと悩ましいところがありますよね。すごく難しいテーマで、こういうのは本格的に、だれかプロフェッショナルな方が検討していただかないと、どういうケースが起こってくるのかと。

ほかの委員の方々に、特に、これまでにこういう期間ね、定められていない期間だけでも、オーバーヘッドコストがかかって、比較するのに一定時間以上かかるというケースで、こういうふうに入札しなければいけないときというのは、もともと年数は想定していなかったというケースというのはありますか。

○委員 私も専門家でないので、こういうケースは本当に初めてというか、要するに、事

業の枠組みというのは、自由な提案というのは幾つもやっているんですけど、これを具体的な事業として進めるときには、まあ、ないですよ。今まで、やっぱり、役所の場合はこういうソフト事業というのはなくて、基本的には全部建物というかハードウェアなので、そういった意味では非常にわかりやすかったんですよ、PFIにしても。だけど、これはやっぱりソフトの事業で、一たん立ち上げれば、その経費がいろいろあっても、もし地域のいろんな要素が入ってきて順次拡大していった場合には、大変、化け物のように大きな機能だし、しかもそれを地域に結びつけるというのは、ちょっとアイデア次第では非常におもしろいので、これはやっぱりないんじゃないかと思いますよ。ソフトの事業でこういったことをやったことはなかったというのがまず第一だと思いますけどね。

○委員長 何か単年度主義で予算を組まなければいけなくて、その予算が法的というか条例で議会を通すというのがルールになっている日本のやり方の中で、すごい難しい方法ですよ。ぜひ、こういうのは委員のところなんかで、ちゃんとプロフェッショナルの要綱をつくってもらって、テキストブックをつくっていただかないと、どういう場合にどういうことが起きるかね。

○委員 これ、やっぱりPFIとかそういうものの、入札とは違うということだと思うんですよ。あくまでも民間事業化提案制度なので、そういう意味では、いろんな提案が来て、そこで一発でお金も含めて決めるということではない仕組みですよ。だから、これはこういう制度もありかなと思いますけど。あくまでもいろんな提案で、違う提案が今回出てきているわけですよ。それを評価するのは、そういう意味ではすごく大変だということだから、そういう意味で、提案で優先順位を決めた後で、やっぱり調整をして、そこはうまくおさまるようにやっていくというやり方だと思うので、一つのやり方で、先進的やり方かなというふうな気はしますね。

○委員長 物すごく微妙なところにいたんだけどもうまい方法をとったという感じなのかもしれないですよ。これ、勝とうと思ったら、価格と、それから、六四かなんかで、上手にこの制度をウエートづけをされていましたよね、最初、評価するとき。その価格ウエートをどれぐらいにするかというのは、いつも重要なテーマになっちゃうんだと思いますけど。どれぐらいにしておいたらいいかって、全然わからないですよ。勝とうと思ったらね、最初にルールがあったら、それに合わせて、かつ、提案ができると思うんですよ。絶対安い方法をとればいいわけだから。多分この3事業のことしか考えないで、一番お金がかからないで、3事業をカード化するような方法を考えればいいわけですよ。だ

けど、今回みたいに、すごく天真らんまんに幅広くいろんなことが将来できますよという、そう言われちゃうとね。それがどこにも便益にも計算されていない状態で、あなたたちが勝手に考えたらといって、審査員に判断を任せちゃっている状態ですからね。結構どきどきですけど。でも、思ったよりは、多くの人たちが提案に乗れたというのは、やっぱりその背景にあるものを評価しちゃったんですよね。それで、交渉のプロセスで、その評価がそこそこ当たっていたかどうかというのが僕らにとっては一番の関心ということになるんだと思いますね。どこかで、何かもう少しフォーマルにしてもらわないと。

○委員 ちょっと思いついたんですけど、指定管理者制度の中の指定管理料を年度契約で行うって、つまり契約期間は3年でも5年でも10年でもというのが、これ、複数年契約というのは、多分、指定管理者制度の一番特筆の一つだと思うんですね。今までの役所の単年度主義を打ち破ったと。ただ、一番、幾つかの自治体で困ったのは、指定管理料までも複数年契約にしちゃうと、債務負担行為の設定だとか、あるいは、事情が変わっちゃったときにどうするんだというので、非常に困ったと。それで、一つの解決の方法としては、指定管理の指定は複数年なんだけど、指定管理料は年度契約にしますよということで、解決を図ったというのがあるんですね。そうすると、このケースも、事業としての限定された事業についての一定程度、これは期間というか、一たん制度が動き出すと、便宜的に5年とか10年とか切ることがあるかもしれませんが、その都度、年度ごとのいわゆる負担割合だとか収益分配だとか、そういったものはその都度決めるという契約の方針、2段の契約というのはあり得るのかなという。ちょっと、これはもっと整理して研究しないとまずいんですが。今までは契約は一本だというのが原則だったんですが、指定管理者のおかげで、複数年の基本契約と金銭契約というのは別個になったので、こういったところにも応用ができるかなというのが一つですよ。

それから、ソフトでと思ったんですが、はっと思いついたのは、E T Cみたいな。あの制度が、実は、E T Cというのは普及の度合いで、道路だけというのと、もう一つは駐車場だとかその他のことに全部使えるんじゃないかという議論があって、特に、東京で、何かちらっと聞いたのは、ロードプライシング、つまり、乗り入れの規制のときに、全部の車がE T Cを持った場合には、それでかなりロードプライシングだとか、あるいは、駐車場の管理・運営までもできてしまうと。あれもこのカードに、ちょっと似たようなところがあって、ああいうのも、E T Cの場合もソフトというのかハードというのか、なかなか、難しいですが、しかも、国家事業としてやっちゃったものですから難しいんですけども。

あんなのも、ちょっと参考になるのかなというのは、ちらっと、今思いつきました。

○委員長 カードのいいところというのは、広がったときに、いろんなことができるということですね。ただ、行政が扱うカードというのは、入りたくない人が1人でもいるとややこしい話になるので、やっぱりその権利も一方で守られてしまうので、そういうことに配慮しつつ考えなければいけない。

今、車を所有する場合には、必ずE T Cを製造のときにくっつけてしまえばね。2013年からE Uの車というのはそうなるんですよね。それから、今、トラックは全部そうなっていて、ドイツのトラックは、もう、全部G P Sでコントロールされていて、どれだけ走ったかで課金されるようになっていきますから、2013年からは、ドイツじゅうに走る車を全部そうするぞと脅されていて、日本の企業の車はそのことに対応しようとしているわけですから。いろんなことが起こってくる。そのお金で鉄道に投資しようというわけですから、ひどい話ですよ、自動車関係者からすると。そういうのを、ごく日常的で、カードの使われ方が一般化すると、これからは常識的に当たり前だと思えることが次々に広がってくると思いますよね。

問題は、非接触型か接触型かというところもありましたからね。この非接触型の技術というのは日本固有の技術で、一人一人の人のデポジットというか、預金通帳とリンクしているというところがすごいですよね。そういうメカニズムが、0.6秒の間にいってきて、きちんと整理されるという、物すごいシステムだからね。考えようによっては、やっぱり、ある程度オーバーヘッドコストはかかるという感じはしますけど。

テーマ型の方はよかったですけど、問題はこの後の二つ目のテーマで、自由型という提案制度というのを今後どうするかということにつなげていって、そっちと一緒に議論しようかと思います。

第2番目の議題、提案制度の見直しについての事務局提案を。それから、この後ろについている資料も一緒に説明してください。

○行政改革担当副参事 はい。そうしましたら、まず、資料3と別紙をあわせてごらんいただければと思います。

資料3の22年度に向けた杉並行政サービス民間事業化提案制度の見直しについて、これは、今、委員長からおっしゃっていただいたように、事務局の案でございます。

まず、事実の確認から入りたいと思うんですけれども、1番の「これまでの経過」をごらんいただきたいと思いますが、皆さん、もう既にご案内のとおり、当事業は18年度にモ

デル事業として始めまして、21年度までに11事業採択をして、そのうち、8事業を既に事業化しております。この自由型提案の応募件数でございますけれども、別紙の①のところにも数字を具体的にお出ししてございますけれども、初年度18年度の35件がピークとなっております。その後、年々減少して、今年度につきましては、採択区分を5区分から「採択」「不採択」の2区分に変更するとともに、初年度については提案事業者が実施をするというようなインセンティブの付加を行ったにもかかわらず、わずか5件という結果にとどまりました。

一方で、今年度新設をしたテーマ型提案については、30件を超える問い合わせがありまして、その中から9件の提案がございました。また、別紙の方の②をちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、自由型提案の提案事業者ですが、当初は区外事業者からの提案がかなり多くて、18年度を見ていただきますと、全35件のうち、区内が18件ですから区外が17件、翌19年度については31件のうち19件、20年度については15件のうち6件ということで、ここから減ってきてまして、今年度については、とうとう区内事業者のみという形で、年々、区外事業者が減ってきているという傾向がございます。

また、提案数が減少した平成20年度、21年度の傾向を見ますと、既に何らかの区の事業を受託している事業者からの提案が多くなってしまっていて、提案内容も、今、自分たちが受託している事業をもとにその範囲の拡大を図るというような提案や、新規事業に類するものが多くなっているという傾向が見られます。

こういった事実を踏まえて、この原因、要因を分析してみますと、2番でございますけれども、一つには、やはり制度を実施後、4年が経過をして、目新しさがなくなって、初年度、2年目はマスコミも取り上げて、新聞なんかにも載ったということがありましたが、そういう取り上げもなくなったので、周知の機会が区のホームページや広報に限定をされた結果、区外事業者が減ってきたのかなということが考えられます。

また、ここ数年、提案件数自体が減っていることの原因でございますけれども、一つには、区からの方針等が全く示されない中で、当区の場合、既に協働化率が全事務事業のうち6割近くになっている中で、新たな民間事業化の提案を限られた時間の中で行うということは、いかに民間事業者といえどもなかなか難しいことになってきているのではないかなというのが一つ。それから、もう一つには、事業者が提案を行うためには、やはり一定の人的また経費的な負担が伴うわけでございますけれども、提案したからといって、必ずしもそれが事業化される、採択されるという保障がないために、インセンティブがなかなか

働きにくいというのものがあるのではないかというふうに考えております。

こうした、これまでの経過とその分析を踏まえて、私どもがちょっとご提案したい、今後の方向性なんでもございますけれども、やはりこうした経過と、それからあと、先行している自治体の状況から見ても、今後、来年度以降、「自由型」の提案が急にふえるということはなかなか期待しにくいだろうというふうに思います。一方で、今年度新設した「テーマ型」提案には多くの応募があったことから、区がある程度方針とか方向性を示すということで、事業者にとっては、ノウハウを活かしたより具体的な提案ができるということが考えられます。こうしたことから、来年度につきましては、「自由型」提案は一たん休止をして、「テーマ型」提案のみで実施してはどうかということでございます。

本年度につきましては、電子地域通貨という一つのテーマでテーマ型提案を行いましたけれども、自由型提案を一時やめるということで、テーマ型提案の方のテーマを比較的規模が小さな事業も含めて複数設定することとして、また、そのテーマの設定に当たっても、最終的には区が判断するとしても、区が示した候補に対して、当委員会の意見をいただく、また、当委員会から新たな提案をいただくというようなことも含めて、ご意見をいただく中で、そのテーマを決めていけたらいいかなというふうに考えてございます。

資料4でございますけど、もし仮に資料3の見直しの方に基づいて、複数のテーマ型提案という形で実施するとしたら、このようなスケジュールになるかなということでもまとめさせていただいたのが、資料4のスケジュール案でございます。

この後、7月上旬ぐらいまで、区の内部でテーマの候補を検討させていただきまして、その内容を7月の第1回のモニタリング委員会にお諮りをして、新たな提案も含めてご意見をいただくと。そのご意見を踏まえてテーマを決定いたしまして、審査の体制なども決めた上で、公募要項をまとめて、9月以降、2カ月程度の公募期間を設けまして、その後、審査に入っていくというようなスケジュールでございます。あわせてご検討いただければと存じます。

とりあえず、説明は以上でございます。

○委員長 今、提案制度の見直しについての意見を説明していただきました。

これについて、何か、まずご質問はありますか。

一たんやめるというのは、天真らんまん、今までどおり自由型というのは置いておいてもいいのでは。気持ちはやめていると。あえて宣伝はしませんという感じで。でも、応募があつたりしたらどうするかという。

○行政改革担当副参事 これについては、基本的にはどうか、自由型については、少なくとも22年度は募集をかけないということで考えています。

○委員長 それはどうしてなんですかという。だから、来ないだろうと思いつつながら、一応はあるようになっているけどという形にしておく方がいいんじゃないかという気もするんですけど。やめたというふうに思われるよりは、あり続けている方がいいんじゃないかという気もするんだけど。何か、差があるかどうかと言われたら、初めから応募はないだろうと想定しながら、でも、これまでどおり、淡々と出し続けているという状態はあると。

○行政改革担当副参事 一つは、横浜市がやはり同様の制度をやっているんですけども、横浜市は、たしか、いつでも門戸は開いていますからいつでもご提案くださいと。この時期に募集をかけていますということで、殊さらに広報したり、PRしたりはしていなくて、常に門戸は開いていますから、何かいい提案があれば常に教えてくださいと。常にお受けして審査しますよというようなことでやっているというふうに聞いていますので、そういう形をとるのか。ただ、殊さらこの期間に募集していますよ、今年度もやりますよといって、広報やホームページや、あるいはチラシをつくって呼びかけをしても、なかなか、5件しか来ないので、常に開いていますよという形で殊さらの広報をやめてしまったときに、アリバイ的にやっているという形はとれるかもしれませんが、実質的にそういう提案があるのかどうかというと、なかなか、今の状況からすると、厳しいのかなという気はいたします。

○委員 すみません。今の、その横浜のは、多分、共創推進事業本部かなんかでやっていると思うんですが、あれは定期的に、いろんな各方面に、三つぐらいの分科会で、時々セミナーというかフォーラムみたいなのをやるんですよね。だから、そういったときに周知できるというか、それも、また、特定の協働というか、共創と言っていますが、そういったテーマに基づくシンポジウムだとかというのをやっているの、そういう意味では、随時受付でも、別に突き放したわけじゃなくて、積極的にとろうと思っているというところがあると思うんですね。

私も最初これでいいかなと思ったんですけど、委員長のお話を聞いていて、やっていたものを閉じるというのは、リアクションとしてどうだろうかというのがあるので。しかも、今回、実は件数がうんと少なかったんですけど、1件は、とりあえず、今までの中では一番早く形になるわけですね、随意契約もして、インセンティブもあって、指定管理者でという形に。ということになると、事によったら、2、3年に一遍ぐらいあるかもしれな

いなどか。あえてそこを閉じるというよりも、委員長のおっしゃるように、何か自然体で、殊さら、別に、応募締め切り云々かんぬんがなくてもいいのかもしれませんが、随時受付中とかというようなところで。ただ、審査の時期はいろいろあるので、随時審査をするということではなくて、仮に審査するとしても、年度の決まったこの委員会でもってやりますよというレベルでもいいかもしれないし。何か、殊さら閉じちゃうと、後退したんじゃないかとかってだれかに追及されたら、ちょっと。せつかくやったことがつまらないなど。

○委員長 何かそのための審査の体制とか、そのために予算をとっておかなければいけないとかということが、あえてしないで済むんだったら、どこかでついでにできるような体制であれば、ずっとオープンになっていてもいいんじゃないかという気はするね。

やめたというのもすごいインパクトだし、それから、次、もう一回やるぞと、何か、事態が変わったときに、やるぞというのは、また面倒くさい話なので、そのままずっとあってもいいかなという。でも、来ないだろうなど、そういうことは役所じゃやりにくいことなんですかね。よくわからない、僕は。

○行政管理担当部長 はっきり言って、今までの募集のやり方ですと、募集要項を決めて、説明会をして、それで、資料を作成して、結構、実務的には相当な時間とお金がかかりますので。仮に休止ということじゃなくて、いつでもいらっしやいよということであれば、やり方は変えないと、いずれにしてもだめかなと思うんですけどね。いつでも門戸を開いているというやり方で、ちょっと、じゃあ、横浜のあれも研究しながら。ただ、審査体制がどういう形で、自分たちの内部でやるわけじゃないので、その辺をどういうふうにしていくかというのがまたそれも、実は余り想定していなかったもので、具体的にどんなふうにしていくかと、休止じゃなくて門戸を開いていくというのはどうなるのかというのは、少し……。

○委員長 審査委員会も、あったときには開くだけで、一応お願いしますと言っておいて、開かない。それでもいいんじゃないかという気も。あったときだけ随時やるみたいなのは、予算は立てられないわけね。

○行政改革担当副参事 もしやるとすると、やはりこのテーマ型の審査とあわせてやるというやり方が効率的だと思うんですね。というので、もしやるとすれば、テーマ型の公募要項をつくるたびに、なお、自由型については随時募集をしておりますと。ただし、審査については、毎年、このテーマ型の審査のこの期間にあわせてやります、それ以降に提案がなされてもそれは翌年度に回されますとかいう形にしておくしかないのかなというふうには思っていますけれども。

○委員長 何か、閉じるというのも結構なインパクトだと僕は思うし。情報としてはね。それから、また起こすのは、なかなか、大変ですよ。そう思いますけど。でも、何か、実質的には来ないだろうなとも思っている。

○委員 今、副参事がおっしゃるように、限定条件をつけてしまえば、わざわざ閉じるというエネルギーを使わなくて済むという。あとは、審査方法だけ、随時受付ですが、この委員会の開催のときのみ審査を提案するので、時間的にはかかりますよということを一言書いておけば、それで十分かなというところですね。

○委員長 だから、行政上、物すごく面倒なことがあるんだったら、あえて強く言うつもりは全然ないんですけど。ちょっと考えてみて。

○行政管理担当部長 ええ。やり方をちょっと、先ほど言いましたように従来のやり方を踏襲するとそういうふうにならないので、ですから、今おっしゃられた、いただいたご意見を踏まえてどんなことが可能なのか、できるだけその方向でちょっと研究してみて。研究といっても、そんなにいつまでもやっているわけにもいかないの。早急にちょっと内部で検討してみて、また、ご意見を伺いたいと思います。

○委員長 テーマ型の方だって、去年からできて、今度も次々に制度が改善されているのか、実情に合う形に対応しているわけだし、みんな動いている感じでいいんじゃないかと思えますけどね。

○行政管理担当部長 わかりました。

○委員長 ごめんなさい。

○行政改革担当副参事 いずれにしても、次回のこの委員会までにテーマ型の方も候補を検討しますし、あわせて今の宿題についても検討いたしまして、全体の枠組みをどうしていくかということをご提案させていただいた上で進めていきたいというふうに思っています。

○委員長 ぜひ、それから、この自由型というのもえらく区長が夢を描いてつくっていたやつで、はい、これはおしまいですというのはかわいそうなので——区長のこと、かわいそうなんて言っちゃった。多分、ずっと動いている状態があった方がいいかなという気もするし。閉じていいですかって、ちょっと聞いてみて。きっと嫌だと言って、駄々をこねるような予感がしますけどね。

○委員 すみません。いいですか。

その時間と労力を考えると、余り件数が少ないとコストパフォーマンスが見合わない

というのはもちろんそのとおりだと思うんですけども、今まで、18年度、19年度、30件台で、20年度になってその半分になったと。でも、この3カ年を合わせて、応募件数は81件ですよね。そのうち一応採択されたのは10事業ということになるんだと思いますが、そうすると、8分の1ですね。今年度は5件しか来ませんでしたけど1件採択されたので、5分の1ですから、そういう意味では、決して応募件数が少ないからといって、コストパフォーマンスが悪いとは必ずしも言えないんじゃないかと思うんです。その少ない中に、何か拾い上げられるものが入ってくれば、それはそれで見つけもんということもあろうかと思うので、そういうことを考えますと、随時受け付けますというふうに方式を変更せずに、もう1年ぐらい同じ形でやってみて、本当にもう、ゼロに近いような件数しか集まらないのであれば再度考えるということでもいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、どうなんでしょうね。それが自由型についての意見です。

あと、テーマ型の方で、今年度は電子地域通貨事業という、事業レベルのテーマというのを設定しましたけど、もう少し、施策レベルとか政策レベルのテーマ設定みたいなことをすると、テーマ型の中で、ちょっと自由型のような要素を組み込めるというんですかね、結局、同じになるのかな、そうすると、自由型と。例えば、施策レベルぐらいで、ちょっとばくっとしたテーマを与えておいて、その中でちょっと自由な提案を受け付けるみたいな、テーマ型の方での工夫の余地というのものもあるかなというふうに思うんですよね。余り事業レベルでかちっとした、余り泳げる範囲の少ないようなテーマを設定するというのも一つあり、もう少しばくっとしたテーマ設定もありというふうに、そちらで幾つか工夫してみるとということも同時にやってみるとどうかなというふうに、ちょっと思いましたが。テーマを考えるのは大変だと思いますけど。

○委員長 私みたいな、ゼロを想定しながら置いておきなさいというのものもあるし、委員みたいに、そうじゃなくてことしのまんま続けていいじゃないかというのも一つ。これも一緒に、ぜひ、次回までに検討していただけますか。

それから、最終的には、区外と区内という分け方というのは、いかにも何か狭い感じがするんだけど。東京都とか関東からの応募かどうかぐらいだったらわかるけどね。世田谷か杉並かという間に何か差があるんだろうかという気がするので、この統計の書き方に関しては、だから、何かちょっと違う感じを持ったね、この書かれ方は。これはいろんな場合にこういうのが当たり前なのかもしれないんだけど。区内か区外かって、みんな東京なのかどうかとかね。でも、前回のテーマ型みたいに、2番手だったところは信越か、ある

程度、ロットが大きくなると全国区になるのかもしれないですね。エリアで応募されるのは、小規模な場合で、移動のコストとかそういうことがいろいろあるのかもしれないんですけど。ここのところの分析も、なかなか、どういうふうを考えるのかとか。半々ずつぐらいで区外と区内だったのが、だんだん区内だけになってきましたというんだけど、前の方にあったやつは全国だったのか、東京ぐらいだったのか、近いところだったのかどうかというのは、研究テーマとしては少し知りたいので。ごめんなさい。

何か、イメージ、情報というのはありますか。

○行政改革担当副参事 前も、区外も基本的に東京都下ですね。ですから、今回、テーマ型で信州とかから来たのは非常に意外だったんですけども、あれも日経新聞に大々的に報道されたというのがやはり大きくて、そういうテーマがはっきりしていたので業界で情報が回っていったというのもあるようで、それで、かなり、東京を飛び越えて、信州から応募があったということでございまして。もともと、ですから、初年度、2年目については区外事業者がありまして、これもやはり新聞に載ったというのが大きくて、なかなか、そういう意味では、3年目、4年目になってきて、ほかの自治体も同じようなことをやりだすと、幾らマスコミにプレス発表しても記事にはしてくれないので、そうすると、広告媒体が区の広報誌、区のホームページということに限定されがちになりますので、それを見るのは区の事業者だと。よって、区内でも全然構わないんですけども、やっぱり、目につくエリアが限られるので、件数が少なくなるということが問題なのかなというふうに思っています。

○委員長 なるほど。

○委員 ということは、テーマ型を、もうちょっとおもしろいのを探しながら、今度は、今まで自由型で、一つの特例としてテーマ型があったのを、今度はテーマ型をメインにして、それにかかわらずどうぞいつでもという自由型という、そういう主客転倒というのはあり得ることですよね。だから、そういうことで、テーマ型をつくっていくと、本当に全国的にいろんなのが出てくるから。

テーマ型の一つのアイデアでこのごろ思っているのが、指定管理者をずっと扱って勉強してみたら、何と、やっぱり行政財産の壁にぶつかるなんていうのがあって、これは前に申し上げたかもしれませんが、行政財産というのは変な言い方で、何で税金で成り立っているのに、行政のものなんだと。あれは市民の財産だから、市民財産と言った方がいいんじゃないか。行政財産だと、それは補助金だとか起債だとか、いろんなことがあるんです

が、一応、条例設置であって、それ以外の目的に使うときには目的外使用という概念なんですね。何と、その行政財産の中に、自動販売機を置くこと自体が行政財産の目的外使用になると。何かおかしな話であって、それをもっと拡大してみたら、実は、公共施設あるいは庁舎も含めて、もっと自由に使えることができるんじゃないか。

それで、先日、副参事にも調べていただいてびっくりしたのもあるし、それから、三鷹と市川でやったのが、例のコンビニで住民票を発行という。これはもう、爆発的にふえると、窓口の機能ががらっと変わってくるだろうというところで。そうすると、余った庁舎のスペースを何に使うんだらうか。今みたいに絵画展だとか何だとかで、行政の一角としてやるんらばいいんですけど、そうでない、全く民間で考えるということになると、やっぱり行政財産の扱いをどうするのか。

それで一つの提案なんですけど、行政財産というのは、条例さえ直せば、その利用目的というのは何らかの形で規定できるだろうということと、それから、行政財産の中でも、ある一区画は、例えば図書館なんて想定すると、図書館全体が今は行政財産の図書館だから、無料原則で何も有料のものができないとか。でも、図書館の、実は4分の1のスペースというのは普通財産にしちゃって、図書館の付加サービス、つまりDVDを貸すだとか、いろんな講座をやるだとかというところは、これは普通財産の分にするよというのは、条例で決めれば、それはできちゃう話じゃないか。これは起債だとか補助金だとか、いろいろ財務的な資産管理の状況等は、ちょっといろいろ検討しなきゃいけないんですけど。施設の区分としては、行政財産と普通財産を区分所有的に扱うのも可能じゃないかなというふうに思っ。そうすると、普通財産はどうでも自由に使えるなど。そういった形で、民間の施設の有効利用というものの提案をするか、あるいは、行政財産の中の、杉並区は目的外使用というのうんと拡大解釈してやりますから、どうぞご自由にご提案くださいと。目的外使用は、要するに区長が承認すればいいということになりますから、一応は、条例上。もし必要だったら、条例上ちょっと改めればいい。となると、公共施設というのは、もっと自由に使えるんだらうな。時間も料金も使用方法も。ということ提案すると、実は、保育所の中の育児相談だとかなんとかというのを、一角をどういうふうに使うかだとか、図書館の一角をどういうふう有料サービスにするのかとか、あるいは、貸し出してしまおうとか、体育館をどういうふうにするだとか。体育館の一角に、今度はサウナをつくって、シャワーブースかなんかをつくって、そこで料金をとるのも可能かもしれないとか、幾らでも広がってくる可能性があるんですね。だから、公共施設の自由使用に向けての提

案受付というのをやると、皆さん日ごろ思っていて、この近所にこれがあったらいいなというので、かなりいろいろ出てくるし、全国展開としても、ちょっと、法の裏をかくというんですか、おもしろいことになりそうだなと思っていました。そんなのを、ぜひお願いできないかなというのが、ちょっとアイデアベースなんですけど。

○委員長 これ、全く同じで、5年前に、すごい苦勞して、国有財産法の改正というのをやったんですよ。60年ぶりの改正でね。その一番の理由というのは、目的外使用ということと言わないで、低度未利用になっているものはできるだけ有効活用しなさいというのがルールになっていて、その国有財産法の改正のときに、ついでに地方自治法も改正していただいたんですよ。それで、今言われたように、条例でいくようにも、こちらの方がより区民にとってありがたい使い方だということがわかれば、その目的外使用というか、自由に使うことがオーケーになっているんですよ。だけど、だれも認識していないんですよ。だから、ちっとも広がっていかなくて。だから、ここの部分については、思い切ってユニークな使い方をするという方法というのはあってもいいと思うんですよ。今、体育館の中に新しくブースをつくって、喫茶店をつくってとか、そういうような工夫というのは、幾らも可能になっているのにできないし、市内のポケット公園の中にスターバックスを置くなんて、とても許されていませんように思いますけど、やろうと思えばできるんですよ。それも補助金がついているからだめだということにはもうならないように、ルールはできていると思うので、ぜひ、そこのところなんかはチェックして見ていただきたいと思うんですけど。間に都道府県が入ったために、国はオーケーにして、基礎的自治体もオーケーになっているはずなのに、真ん中の都道府県が理解していないために次に行かないんですよ。一番、全然理解していないのが都道府県なので。だから、ぜひ、その感覚というのを。

今はどちらかというと、低度未利用の方が罪になっているはずなんですよ、考え方として。そのために、行政の建物も全部詰め合わせをしていったりして、空きを出していて、そういう有効活用するようなシステムで、どうしても使えないものは売ってしまいなさいという論理まででき上がっている。物すごい大変だったんですよ、これを改正していただくのは。根本はそこだと僕も思っていたので、その当時の国有財産担当の理財局の人と2年間ぐらい交渉して、法律をつくり直してもらったんですね。でも、全然、効果が上がっているように見えない。どこかが後押ししてくれるとありがたいんですけど。

○委員 もう一つあって、ネーミングライツなんですね。ネーミングライツは、全部一つ

の施設で今皆さん考えているので、かなり壁にぶち当たっていると思うんですが、今、景気が悪いので。実は、アメリカのニューヨークのパブリックライブラリーに行ったときにびっくりしたのは、部屋に何とかルームとついているんですよ、企業の名前で。ノマルームとかいってやっていたけど、日本の文献やなんかは。それと、藤沢市で議論になったのが、イベントに冠をかぶせようとか、ソフトにも。そうすると、今までのネーミングライツというのは、丸ごと一つの施設だから、何百万とか結構な金額になって、だれも乗り出さないし、それから、余りにも企業の名前が正面に出過ぎると、その建物全体がそんな名前なので、例えば、病院あるいは図書館とかの名前にそんなのをつけるのはなかなか難しいとかあったと思うんですが。でも、部屋という単位、何とかルームということにすることも、先ほど言った行政財産の区分の問題もあるかもしれませんが、そういった部屋に対してと、あと、イベント、ソフト事業に対してのネーミングライツという、これ、かなりアイデアがいっぱい出てくるんじゃないかなと。10万円、20万円でもいいからという、ほんの一角で、区民がとか小規模事業者が1年間だけちょっとやってみるというのもあり得る話なので。そうすると、かなり出てくる可能性があるんですよ。だから、そんなことも行政財産全般の中で、ネーミングライツも、ちょっと一部取り込んでいただくと、結構いろんなアイデアが出てくるんじゃないかなと思うんです。

○委員長 情報発信するんですよ。だんだん情報発信できなくなってきたんですけど。ボトルネックになっているところをクリアするようなおもしろい提案ができてくれると、とてもうれしいですけど。勇気が要りますけどね。

○行政改革担当副参事 今、委員から2点ほどご提案を、具体的なものをいただきましたけれども、やはり区の行革も、今まで、区が担っている事業をいかに外にゆだねていくかというような方向でずっとやってきて、それに伴って職員も減らしてきたんですけども、やはり今後は、委員がおっしゃったように、いかに収入を確保するかというような点にも目を向けていく必要があると思っていて、そういう意味では、先ほどの行政財産を素材にして有効活用のアイデアを募るとか、あるいは、ネーミングライツを初め、広告収入などをいかに得ていくかというのも、一つの、今後考えていくべき課題だと思っていますので、なかなかおもしろいアイデアをいただきました。そういうことも踏まえて、内部でテーマ型のテーマについては絞り込んでいきたいと思えますし、また、自由型の方の取り扱いについても委員からも別のご提案をいただきましたので、きょういただいた意見を総合的に踏まえまして、どういうやり方が最も効果的、効率的かということを考えてみたい

と思います。

○委員長 はい。最終的には、ここにある提案でも、内容は実績に変わらないかなんて思ったりもするんですけど。一たん切ること、なかなか、インパクトが大きいインフォメーションだという感じがします。

そんな感じで、2個目の議事も、何かつけ加えることとか、ありませんか。委員何かないですか。いいですか。

ぜひ、それから、何か、公共空間を有効に使うアイデアとか、事務局に提案型で、うまいアイデアを提示していただければありがたいですけどもね。

何か、僕らが勝手にテーマ型でいっぱい言ってもいいの。よくわからないけど。何か、テーマ型でこんなものって、ありませんか。

各部屋にネーミングライツって、最高におかしいね。そうね、図書館に本を、どこかの会社に寄附していただいて、そこに私たちが寄附しましたと書いていただくなんていうのはね。これ、昔、札幌の大通公園かなんかの木にホワイトイルミネーションでライティングするとき、このホワイトイルミネーションにお金を出しているのはどこの会社ですと載せることは、最初はノーだったんだよね。それ、何年もばかげている議論をして、今は下にどこの会社提供と載せるようになったんだよね。あれも最初のうち、そういうところにネーミングライトって何なんだという、寄附じゃないじゃないかというんだけど、寄附じゃないよと。

○委員 ネーミング“ライト”なんて、掛け言葉。

○委員 LとRの違いだけど。

○委員長 僕の発音は悪いから、どっちにも聞こえるという。そういうことが当時はすごく話題になったんですよ。

○委員 そうですね。今は全部ついてますね。

○委員長 今は、もう全部、一本一本の木にね、どこが出しているというのがついている。

図書館の本が全部、だれの寄附と書いてあると、おもしろいね。きっと、しかられそうな予感もするけど。何か、ある種の行政の仕事の仕方の余裕みたいなところというか。悪かったらすぐやめればいだけの話で。本当にこれはいけない、効果があったなんてわかったら、さっさとやめればいいと思うんですけど。

じゃあ、とにかく、きょうの二つの議題というか、ぜひ、何かおもしろいテーマ型の提案があったら、事務局にお伝えください。しばらくの間、まだ2カ月ぐらい大丈夫ですよ

ね、議論していただくのに。ぜひ、みんなで知恵を絞って、できるだけたくさんアイデアが出てくれるとうれしいです。ただ、ちょっと小さ目という、全国展開だと、億単位のやつを出さなければみんな来てくれないかもしれませんが、ちょっと小さ目。ちょっと小さ目というのは微妙ですね、幾らぐらいの話なのか。すごい微妙だと思いますけど。数百万円というのから数千万円というのまで、どれぐらいのことをイメージしたらいいのかも、ちょっとわからないですけど。

○委員 杉並では成り立たないんですが、過疎地で、バスが、村営バスだったか町営バスを廃止するときに、幼稚園かなんかの送迎バスを、どうせあれは朝と夕方しか動かさないから、その間は燃料代と人件費だけで動かしゃいいじゃないかというので、一番使う人が病院通いの年寄りだというので、病院が10万円ぐらいの寄附をして、「何とか病院前」というバス停をつくってコミュニティバスを動かしたというのを、随分昔に聞いたことがあるんですね。ちょっと、杉並のやつは難しいと思うんですけど、そんなようなアイデアって結構出てくる可能性があるなど。

小規模で、本当にニッチなところのものとか、それから、今言ったようなバスだとか、いろんな機材というのが眠っているところをどう使うかという、減価償却代だけ要らないとなると、結構、採算がとれちゃうのが幾つかあるんですね。そんなものも結構出てくる可能性はあるなと思っていますんですけどね。

また、ちょっとお付き合いで、すみません。

○委員長 今回のテーマ型がICT関連だったですよ。何か、その分野で、行政はなかなか情報化というんですか、進んでいかないの、そういう分野でうまく広がっていくテーマがあるといいなという感じはしているんですけど。国の方の委員会でプレッシャーをかけられているんですけど、全然、行政がやらないぞと。一生懸命、今度、杉並区ではこういうカードが入りそうですよというのを宣伝して、よろしければ補助金をつけてくださいと、採算がとれないかもしれないと大騒ぎしているのでつけてくださいと、お願いもしたりしているんですけど。

○委員 それは委員に頼んで、逆事業仕分けで、つける方の仕分けに。

○委員長 多分、この5月、6月というか、そういう経済の振興戦略みたいなことを政府もつくらなければいけなくて、その中の中心がICT関連なので、今回のテーマ型もとてもよかったと思うんですけど、次も、ぜひ、ICT関連でそういうものがあってくれるとうれしいですけどね。

それでは、きょうの二つの課題はそういうことで、結論は出ないんですけど、もうちょい考えてという、そういう感じになりました。

ほかに何かテーマはありますか。

○行政改革担当副参事 事務局の方からは、特にありません。

○委員長 よろしいですか。それじゃ、きょうの議事はこれで終了してもよろしいですか。

どうもありがとうございました。お天気の悪い中、どうもありがとうございました。